－今号の目次－

* 事務連絡「『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金』の保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）」が発出される（厚生労働省） 1
* 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」が発出される（文部科学省・内閣府・厚生労働省） 3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　事務連絡「『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金』の保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）」が発出される（厚生労働省）**

令和4年2月21日、標記事務連絡が都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）宛てに発出されました。

これは、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について、保育所等において、対象となる保護者に対して助成金の情報が行き渡るよう、再度の周知を依頼しているものです。

本助成金については、2月8日、後藤厚生労働大臣が会見において、「小学校や保育所の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援するための小学校休業等対応助成金について、個人申請の場合の手続の改善を行うとともに、改めて周知徹底を図ってまいります」と発言があったところです。今回リーフレットが更新され、個人による直接申請について、Q&Aが追加されています。

直接申請の対象について 【内容変更なし】

|  |
| --- |
| 以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となる1. 労働者が労働局に相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかった
2. 新型コロナ対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない
3. 申請に当たって、当該労働者を休業させた扱いとすることを事業主が了承すること。また、申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。
 |

これまで、個人で直接申請するためには、その個人を休業させたという事業主の了承が必要であるとともに、事業主の記入や証明書類の提供について事業主の協力が得られることが前提となっていました（上記の前提条件③）。

今回追加されたQ&Aにおいて、事業主から休業させたことの確認が得られていない場合でも、申請を受け付け、労働局が事業主に休業させたことの確認を行うことが記載されました（下記のQ2参照）。

また、申請書の作成に事業主が協力してくれない場合でも、申請書を提出し、労働局から事業主に確認を行うことが記載されました（下記のQ3参照）。

直接申請に関するQ&A 【今回追加】

|  |  |
| --- | --- |
| Q1 | 事業主に自分で助成金のことを言い出しにくいのですが、まずは自分で事業主に相談する必要がありますか？ |
| A1 | 事業主との相談を経ずに労働局にご相談いただくことも可能です。例えばご本人から事業主に相談しづらい場合など、労働局にご相談いただいたら、ご相談者の意向を踏まえ、事業主に働きかけ等を行います。 |
| Q2 | 休業させたことの確認が事業主から得られなければ休業支援金による個人申請はできないのですか？ |
| A2 | 労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、労働局はまずは申請を受け付け、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。 |
| Q3 | 休業支援金の申請書の作成に事業主が協力してくれません。どうしたらいいですか？ |
| A3 | 休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、そのまま申請書を提出いただいて、労働局から事業主に確認を行うことも可能です。 |
| Q4 | 休業支援金による個人申請の申請先はどこですか？ |
| A4 | まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。 |

保育所等から保護者に周知する際には、厚生労働省のホームページやLINEチャットボット、リーフレット等も活用いただくよう依頼されています。

詳細は別添資料「1」および下記ホームページをご確認ください。

■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html>

■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html>

■小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html>

■厚生労働省公式LINE チャットボット

友だち追加用リンク：<https://lin.ee/qZZIxWA>

**◆　事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」が発出される（文部科学省・内閣府・厚生労働省）**

令和4年2月21日、標記事務連絡が発出されました。これは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象に5歳以上11歳以下の者が加わることとなったことを受けて、予防接種の幼児児童生徒に対する実施について、学校等集団接種に関する考え方など、学校等における留意点を取りまとめたものです。

事務連絡での記載において、学校等に保育所等が含まれていますが、この事務連絡は主に小学校を念頭に記載されており、保育所等において集団接種の実施を前提においているものではありません。

保育所等に関係する内容としては、「３．予防接種歴の取扱い」や「４．差別やいじめ等の防止」に記載のあるとおり、幼児の行事への参加に際して、ワクチンの接種等の条件を付すべきではないことや、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、幼児や保護者に対して理解を求めることが必要となります。

詳細は別添資料「2」をご確認ください。